

流山市手数料条例の一部を改正する条例(案)に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

流山市手数料条例の一部を改正する条例(案)についての意見等募集

2 目的

この要領は、流山市手数料条例（以下「手数料条例」という。）の一部を改正するに当たり、広くその素案を公表し、市民等の意見を聴くことによって、市民等の市政への参画の機会を保障するとともに、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。

3 手数料条例改正の背景

平成11年の建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、建築確認が民間開放され指定確認検査機関で建築確認ができることとなりました。

建築基準法改正前は、行政で建築確認を行っていたため、建築確認申請の添付書類として「開発行為等に関する申告書」により都市計画法（昭和43年法律第100号）の適合についての確認をしていましたが、建築基準法が改正され指定確認検査機関で建築確認ができるようになった後においても、「開発行為等に関する申告書」は、行政で建築確認を行う場合の添付書類としてのみ使用されています。

そのため、指定確認検査機関から、建築確認審査時に都市計画法に適合しているかを判断するため都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の証明書の交付の要望が年々増加する傾向にあることから、指定確認検査機関と協議し、指定確認検査機関及び本市の事務手続の合理化及び都市計画法に適合しているかの判断の明確化を図るため、都市計画法施行規則第60条に規定する証明書を交付することとします。

当該証明書は、都市計画法の適合判断として建築確認申請の添付書類であることから、受益者負担の観点から手数料を徴収することとし

ます。また、都市計画法第37条の工事完了公告以前の建築承認通知書についても、都市計画法の適合判断として建築確認申請の添付書類であることから、受益者負担の観点から審査手数料を徴収することとします。

4 手数料条例の改正内容

- (1) 都市計画法第37条第1項（開発区域内の土地において開発工事の完了公告前の建築）の承認申請に対する審査手数料
申請1件につき、開発許可申請に対する審査の手数料の10分の1を乗じて得た額とします。
- (2) 都市計画法施行規則第60条（開発行為又は建築に関する証明書等の交付）の証明書の交付手数料
 - ①都市計画法第29条第1項（開発行為の許可）、第35条の2第1項（開発行為変更許可）、第41条第2項（市街化調整区域内における開発許可に際して定められた建ぺい率及び建築物の高さ等の制限）、第42条（開発許可を受けた土地における建築物の用途の制限）又は第43条第1項（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限）の規定に適合しているもの、1件につき6,000円とします。
 - ②都市計画法第29条第1項（開発行為の許可）、第35条の2第1項（開発行為変更許可）、第41条第2項（市街化調整区域内における開発許可に際して定められた建ぺい率及び建築物の高さ等の制限）、第42条（開発許可を受けた土地における建築物の用途の制限）又は第43条第1項（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限）に規定する許可を受ける必要がないもの、1件につき500円とします。

5 手数料の算出根拠

- (1) 都市計画法第37条第1項の規定による工事完了公告前の建築）承認申請手数料
別紙1のとおり
- (2) 都市計画法施行規則第60条（開発行為又は建築に関する証明書

等の交付)の規定による交付手数料

別紙2のとおり

6 意見等を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

7 意見等募集期間

平成27年11月24日(火)～平成27年12月24日(木)

郵送の場合は、平成27年12月24日必着で御提出ください。

8 公表の方法等

(1) 閲覧場所

- ア 市役所第2庁舎2階宅地課
- イ 市役所第1庁舎2階情報公開コーナー
- ウ 市内各出張所、各公民館及び各図書館
- エ 生涯学習センター

(2) 流山市ホームページ

9 御意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式(市ホームページからダウンロードできます。)に住所、氏名又は名称、電話番号を明記の上、郵便、FAX、電子メールにより提出し、又は担当課へ直接お持ちください。お寄せいただきました御意見は、これに対する流山市の考え方とともに、整理した上で公表します(個別回答はしません。)

10 その他

- (1) パブリックコメントに対して寄せられた御意見等は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定さ

れる内容は御意見本文中に記載しないでください。

(2) 電話・口頭での御意見等は、パブリックコメントとして取扱いできません。

1 1 問合せ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市都市計画部宅地課（市役所第2庁舎2階）

TEL 04-7150-6089

FAX 04-7159-0954

電子メール takuchi@city.nagareyama.chiba.jp